

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議の設置について

会議の目的

百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産の登録を推進するにあたり、資産の価値の証明など学術的な面や景観整備などまちづくりに関する課題などについて、専門的見地からの指導、助言を得ることを目的として設置。

委員（案）

（敬称略）

	氏名	主な役職	分野
顧問	上田 正昭	京都大学名誉教授	古代史
座長	石森 秀三	北海道大学観光学高等研究センター長	観光文明学 博物館学
副座長	加藤 晃規*	関西学院大学総合政策学部長	都市計画
委員	角山 榮	堺市教育委員会顧問	経済史
委員	金関 恕*	大阪府立弥生文化博物館長	考古学
委員	山下 和彦	大阪樟蔭女子大学客員教授	マーケティング
委員	水野 正好*	(公財)大阪府文化財センター理事長	考古学
委員	白石 太一郎*	大阪府立近つ飛鳥博物館長	考古学
委員	佐藤 友美子	(財)サントリー文化財団上席研究フェロー	生活文化
委員	井戸 智樹	歴史街道推進協議会総合プロデューサー	都市政策
委員	宗田 好史*	京都府立大学生命環境学部准教授	都市計画
委員	岡田 保良	国士舘大学教授 ICOMOS （国際記念物遺跡会議）執行委員	建築 文化遺産

（注）氏名に*を付した委員は、専門部会委員

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議規程（案）

（名称）

第1条 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議規約第10条の規定に基づく有識者会議は、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議（以下「有識者会議」という。）という。

（組織）

第2条 有識者会議は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、歴史、文化財、観光、まちづくり等について優れた識見を有する者のうちから、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（以下「本部会議」という。）の本部長が本部会議に諮って選任する。

（座長）

第3条 有識者会議に、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 有識者会議は、座長が主宰する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 有識者会議は、必要に応じて関係者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（顧問）

第4条 有識者会議に、歴史、文化財、観光、まちづくり等について高度の学識経験又は特に優れた識見を有する者を顧問として置くことができる。顧問は、本部会議の本部長が本部会議に諮って選任する。

（部会）

第5条 座長は、必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会に部会長を置き、部会を構成する委員の互選により定める。

3 部会は、部会長が主宰する。

（ワーキンググループ）

第6条 部会に、必要に応じて委員その他の者で構成するワーキンググループを設けることができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営について必要な事項は、部会長が定める。

（庶務）

第7条 有識者会議の庶務は、本部会議の事務局において行う。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が本部会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。